

議案第 13 号

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の一部を下記のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

記

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備の事業計画に新たな事業を追加する。

令和 2 年 9 月 11 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也